

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策を目的として児童福祉施設等に半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）を始めとする法令に規定する次に掲げる半田市内に設置されている施設の設置者又は半田市内で事業を行う者（第4号及び第5号の事業は半田市が委託して同事業を行う者に限る。以下第1号から第5号までの施設又は事業を総称して「施設等」、当該施設の設置者又は当該事業を行う者を総称して「設置者等」という。）に対して補助金を交付する。

(1) 認可保育所

(2) 幼保連携型認定こども園

(3) 地域型保育事業所

(4) 平成27年5月21日付け雇発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に定める放課後児童健全育成事業

(5) 平成26年5月29日付け雇発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定める地域子育て支援拠点事業

(補助対象経費及び補助基準額)

第3条 補助金の対象経費及び基準額は、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）の交付について（令和2年6月30日付け）の別紙に定める令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱における別表新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の項の規定及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和2年6月19日付け）の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の項の規定によるものとする。

2 補助率は、10分の10とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、対象経費から当該対象経費に充てるべき寄附金その他収入を差し引いた額と基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする施設等の設置者等（以下「申請者」という。）は、半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 申請者は、申請内容を変更しようとする場合は、児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた後、対象経費の支払完了分に係る補助金を請求することができる。

2 補助事業者は、補助金を請求するときは、児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金請求書（様式第5）によらなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の使途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違

反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金交付申請書

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

(1) 支払報告書

(2) 対象経費の支払いが確認できるもの（注文書（発注書）、納品書、領収書等）
の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第6条関係）

号

年 月 日

様

半田市長

印

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市児童福祉施設等
緊急包括支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたの
で通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

様式第3（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度半田市児童福祉施設等緊急
包括支援事業費補助金について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額

金 円

2 当初交付決定額

金 円

3 差引額

金 円

4 添付書類

(1) 支払報告書

(2) 対象経費の支払いが確認できるもの（注文書（発注書）、納品書、領収書等）
の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第4（第7条関係）

号

年 月 日

様

半田市長

印

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額

金 円

2 交付の条件

様式第5（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市児童福祉施設等緊急包括支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	